

005GBNN6

43/398

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

## 【表紙】

【提出書類】(2)

変更報告書 No.2

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

レイクビュー・リミテッド(Lakeview Limited)

【氏名又は名称】(3)

ダイレクター、マーク・チバ (Mark Chiba)  
 ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン  
 サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス  
 私書箱 1093号

【住所又は本店所在地】(3)

(P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church  
 Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)

【報告義務発生日】(4)

平成17年10月26日

【提出日】

平成17年11月2日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

1名

【提出形態】(5)

その他

## 第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	日本マクドナルドホールディングス株式会社
会社コード	2702
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック証券取引所
本店所在地	東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者) / 1】(7)

## (1)【提出者の概要】(8)

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(ケイマン法人)
氏名又は名称	レイクビュー・リミテッド(Lakeview Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093号 (P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	2005年6月17日
代表者氏名	マーク・チバ (Mark Chiba)
代表者役職	ダイレクター
事業内容	持株会社

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチ・ストリート、クイーンズゲート・ハウス、私書箱 1093 号 メープルズ・ファイナンス・リミテッド気付 (c/o Maples Finance Limited, P.O. Box 1093GT, Queensgate House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands) マーク・チバ (Mark Chiba)
電話番号	1-345-945-7099

## (2) 【保有目的】 (9)

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	30,814,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 30,814,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 30,814,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17 年 9 月 30 日現在)	S 132,960,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	23.18
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	24.98

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月26日	普通株式	2,396,000	処分	一部は社債の現物償還、一部は貸株の返還請求権との相殺

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

1. レイクビュー・リミテッドは、2006年7月27日満期(2010年7月27日まで期限延長可)の社債(以下「本社債」という。)を発行しており、本社債の条項に従い、(i)レイクビュー・リミテッドは、予定の満期日前に何時にても本社債の全部又は一部を償還することができ、かかる早期償還の際には、レイクビュー・リミテッドが保有する発行会社の株式(全部で33,210,000株。以下「本株式」という。)にて現物での償還が可能であり、(ii)レイクビュー・リミテッドは、決められた消却日程に従って本社債の一部を償還することを義務付けられており、その際本株式にて現物での償還を選択することができ、(iii)レイクビュー・リミテッドは、一定の場合、自己又はその関連会社が直接又は間接に発行会社の議決権の5%を超えて保有する本株式につき日本において売出しを行うことができ、(iv)レイクビュー・リミテッドは、発行会社の上場廃止等一定の事由が生じた場合、本社債の全部を本株式にて現物で償還することを義務付けられており、(v)レイクビュー・リミテッドは、予定の満期日において、現金での償還に代えて本株式にて現物での償還が可能であり、(vi)本株式について、本社債の保有者(以下「社債権者」という。)のための質権が設定されており、(vii)社債権者はレイクビュー・リミテッドから本株式を借り入れる権利を有している。
2. レイクビュー・リミテッド、マクドナルド・コーポレーション(McDonald's Corporation)、ロングリーチ・グループ(the Longreach Group)及びロングリーチ・マネージメント・コーポレーション・ケイマン(Longreach Management Corporation Cayman)の間の株主間契約に基づき、レイクビュー・リミテッド又はその関連会社が、本社債の予定された満期日の後において、発行会社の議決権の少なくとも合計で5%に相当する本株式を直接・間接を問わず実質的に保有する場合には、(i)レイクビュー・リミテッドは、一定の場合を除き、マクドナルド・コーポレーションの同意なく本株式を譲渡することができず、また(ii)マクドナルド・コーポレーションはレイクビュー・リミテッドに対し、日本における売出しにより本株式の売却を求めることができる。
3. 本社債の条項に従い、レイクビュー・リミテッドは、リーマン・ブラザーズ・コマーシャル・コーポレーション・アジア・リミテッド(Lehman Brothers Commercial Corporation Asia Limited)(以下「借主」という。)との間で、複数の株券貸借契約を締結した。これらの契約により、レイクビュー・リミテッドは借主に対して、2005年10月7日現在、発行会社の発行済株式総数の1.02%に相当する合計1,361,700株の貸株を行った。

